

ほかにも
こんな

組合 組織

や

があります

事業協同小組合

組合員となることができる資格が、従業員5人以下（商業・サービス業は2人以下）の事業者に限られていることが特色で、実施する事業等は事業協同組合と同様です。

信用協同組合

組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受入および資金の貸付等の金融事業を行うことを目的としている組合で、中小企業の資金需要に応えるための事業を実施しています。

協同組合連合会

同一の資格事業による組合（企業組合を除く）同士が組織する連合体です。より広域的な活動を展開することで、一つの組合が単独で活動するよりもさらに大きな効果が期待できる共同事業を実施します。共同事業としては、たとえば、共同宣伝、共同購買、情報提供、人材育成、共済事業等が挙げられます。

協業組合

組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業の全部または一部を組合に統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合理化を進め、生産・販売能力の向上等を図ろうとする組合です。

協業組合の形態には、組合員の事業の一部を統合する「一部協業」と、事業のすべてを統合する「全部協業」があります。いずれも組合員は中小企業者（定款に定めれば組合員総数の4分の1以内まで大企業者を加入させることが可能）でなければならず、統合した事業については、原則として行うことができなくなります。

また、協業組合の特色として出資額に応じて議決権に差を設けることや、新規の加入を制限することができます。

出資額についても、組合員1人で出資総口数の50%未満まで持つことが可能です。

- 一部協業：組合員の事業活動の一部（たとえば、生産工程の一部や、原材料の仕入、生産、販売の部門のうち一部等）の統合や、組合員が取り扱う多くの品種のうち一部分の統合、組合員が行う多くの業種のうちの一部業種を統合することなどが可能です。
- 全部協業：組合員が行っている事業の全部を統合するものです。

商工組合

業界全体の改善・発達を図ることを主な目的とする同業者による組合です。業界を代表する同業組合的性格を有していることから、設立にあたっては、組合の地区は原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の設立要件があります。

また、商工組合の組合員は、原則として中小企業者ですが、一定の条件のもとに大企業も組合員になることができます。

商工組合が行う事業には、法律に基づいて以下のものが規定されています。

- 組合員の資格事業に関する指導教育、情報の収集提供、調査研究
- 組合員の資格事業に関し、組合員のためにする組合協約の締結

このほか、環境リサイクル、安全問題等への対応等、商工組合が自主的に実施している事業も増加しています。

なお、商工組合には出資制と非出資制があり、出資制の場合は上記の事業に加え、事業協同組合と同じように共同購買、共同販売等の共同経済事業（16頁参照）も行うことができます。

商工組合連合会

それぞれ県域等で設立された商工組合を会員とする商工組合の連合体で、中小企業者が営む事業の改善発達等のための諸事業をより広範囲かつ総合的に展開します。

商店街振興組合

小売商業またはサービス業を営む事業者等が商店街を中心として設立するもので、商店街の活性化を目指して街路灯、アーケード、カラー舗装、共同駐車場等の誘客・来街のための環境整備や文化教室、集会場等のコミュニティ施設の設置を行います。また、共同宣伝、共同売り出し、ポイントサービスや商品券の発行等の共同事業も積極的に実施しています。

設立する際には次の要件を満たさなくてはなりません。

- 小売商業またはサービス業を営む事業者30人以上が近接して商店街を形成している地区（町村地区を除く）であること
- その地域内で組合員となれる資格を有する者（定款で定めれば非事業者であってもその地域に居住している者は組合員になれる）の3分の2以上が組合員となり、さらに全組合員の2分の1以上が小売商業またはサービス業を営む事業者であること

生活衛生同業組合

飲食、美容、理容、旅館、公衆浴場、クリーニング等、国民の生活衛生に特に関係の深い業種の事業者によって組織される組合です。適正な衛生管理や衛生施設の改善向上を図るための指導的な事業を主体に、技能の改善向上、技能者の養成といった事業のほか、必要に応じて営業方法の取決めや営業施設の配置基準の設定等の事業を行います。

有限責任事業組合（LLP）

民法上の任意組合と株式会社のそれぞれの長所を取り入れた組織形態として、企業同士のジョイント・ベンチャーや研究開発等に活用されています。

有限責任制、内部自治原則、構成員課税制度という3つの特徴があります。

合同会社（LLC）

有限責任社員のみで構成され、「組織の内部自治」が認められる新たな会社類型として、LLPとともに創業やジョイント・ベンチャー等で活用されています。

一般社団法人

非営利団体を対象とした法人制度の一つであり、営利（剰余金の分配）を目的としない団体（人の集まり）であれば、一般社団法人として法人化できます。

一般財団法人

事業目的に必ずしも公益性がなくても構いません。個人や特定のグループのみの利益を目的としていないということであれば個人の利益を追求することも可能です。

特定非営利活動法人（NPO法人：Nonprofit Organization）

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが求められており、実施する事業も保健・医療または福祉の増進など20の事業分野に限定されています。また、公益性重視の観点から情報公開が義務づけられています。

なぜ、事業継続計画（BCP）策定に取り組むのか

- ①従業員の命を守り、事業存続による供給責任を果たすため
- ②現状の見える化（業務の棚卸し）により、業務改善や品質向上を図るため
- ③顧客の評価・信用と企業価値を高めるため
- ④自社の強みをアピールし、新規顧客を獲得するため

近年、自然災害等による甚大な被害が多く発生しているなか、ハザードマップを踏まえた事業継続計画（BCP）への取り組みの必要性が高まっています。実際に策定した経営者からは「従業員の業務の偏り、現状や課題が把握できた」、「業務効率の改善につながった」、「話したことのないような者と気楽に話し合える間柄となり、社内が明るくなった」など、その効果は災害発生時にとどまらず、平時の事業運営に変革をもたらしています。

BCPの主なねらいは、災害等が発生した際に重要な事業を中断させず、仮に中断したとしても早期に復旧を図るための計画をつくること、策定を通じて経営面における課題を把握し、事業を継続するための実効性ある処方箋をつくることにあります。

具体的な策定にあたっては、①必要な業務の洗い出しと整理を行い、具体的な手順や体制を検討する、②取引先や関連企業、ステークホルダーなどの連携先とも対話・交渉を行うことで、自社のみでは対応しきれないことへの対策を講じること等がポイントとなります。

BCPを策定したとしても実行できなければ意味はありません。定期的に訓練を行うことで、実効性があるものかどうかを点検し、訓練で体感して気づいたことを日々の業務に反映させ、それを経営に活かしていくことで企業の成長を実感できます。また、全社一丸となって訓練に取り組むことで、各人のノウハウ、こだわり、強みが可視化され、社員間の関係と人材育成が強化されます。

事業の継続力を強化することは、社員に職場で働く誇りと楽しさを提供すると同時に、関係先からの信頼、そして地域のお役に立つ企業へと発展することにつながります。

大切なものとのつながりを大事にする中小企業こそが、日本の将来を創っていくのです。